

寄居町立学校教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

寄居町教育委員会

<目次>

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理や健康確保を図ることにより、自分自身の能力を發揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的として、この計画を定める。

今後は、本計画に基づき、学校・寄居町・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、児童生徒のための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、寄居町教育委員会が服務監督を行う学校の教育職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本町の現状

本町では、2021年（令和3年）5月に策定した「寄居町立学校における働き方改革基本方針」に基づいて働き方改革を推進し、教育職員の在校等時間の管理やその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

		月45時間を上回る割合 (令和8年3月)	月80時間を上回る割合 (令和8年3月)	年360時間を上回る割合 (令和7年度)
小学校	平日のみ	7.1%	0%	31.6%
	休日を含む	7.1%	0%	31.6%
中学校	平日のみ	7.8%	0%	34.4%
	休日を含む	15.6%	0%	39.1%

時間外在校等時間が月80時間を超える割合（休日を含む）は、令和7年度末までに、小中学校ともに0%を達成することができた。一方で、月45時間を超える割合は、平日・休日含むで、小学校で7.1%、中学校で平日のみで15.6%、休日を含むと15.6%となっていることから、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間年360時間を超えない教育職員の割合を100%にする。
- ・1か月の時間外在校等時間を30時間程度にする。

【令和11年度末までの年度ごとの目安(時間外在校等時間年360時間を超えない教育職員の割合)】

		令和7年度 (現状値)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	平日のみ	68.4%	75%	85%	95%	100%
	休日を含む	68.4%	75%	85%	95%	100%
中学校	平日のみ	65.6%	75%	80%	90%	100%
	休日を含む	60.9%	70%	80%	90%	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックの「仕事の負担」、「職場の支援」から算出した総合検診リスクの学校平均90以下を目指す。(令和7年度学校平均91.11、全国平均100)

3. 計画の期間

2026年度(令和8年度)～2029年度(令和11年度)

(改正給特法にて、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることから、この期間を設定した。)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。スクールガード・リーダー等、学校応援団と協力して、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校と寄居町教育委員会が連携・協力して当該苦情等に対応するための、体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から各校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、事務の共同実施を加速する。

◇体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、書類提出や会議のオンライン化を検討し、管理業務の負担軽減を図る。

◇部活動

- ・休日の学校部活動の地域展開を推進する。国の目標では、令和13年度末までに原則、休日のすべての学校部活動について地域クラブ活動として展開するとあり、今後、調査研究を継続する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を検討する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を、各校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育支援センター、教育サポートセンター及び学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

各校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数（小4以上は年間で1086単位時間以上）を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・教育職員が心身ともに健康な状況で、児童生徒一人一人に向き合える教育環境を整えるため、電話対応時刻を設定する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を勧める。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果も活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度はじめに全教育職員へ周知する。
- ・各校における定時退勤推奨ウィークを年1回以上設定するよう推進し、長期休業の期間中に一斉閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、各校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、寄居町教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会、総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教育職員アンケートの結果から把握する。
- ・寄居町教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、寄居町教育委員会からの支援を強化する。各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。